

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な増大を目指し、公正かつ透明な企業行動を遵守し、経営判断の迅速、正確性を図るとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性を図るため、取締役会、監査役会、監査室、会計監査人による体制のもとに企業活動を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
武藤 昭三	448,827	5.80
竹田 和平	380,000	4.91
株式会社 大垣共立銀行	328,900	4.25
ムト一精工 従業員持株会	319,720	4.13
株式会社 十六銀行	270,850	3.50
名古屋中小企業投資育成 株式会社	247,500	3.20
株式会社 三菱東京UFJ銀行	220,000	2.84
船橋 和夫	206,800	2.67
田中 肇	167,710	2.17
ビービーエイチ フォー フィデリティー ローブライス ストック ファンド	150,000	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	大阪 JASDAQ
--------------------------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

現在、社外監査役が中立的、客観的な視点から、取締役の職務執行状況を監査しております。また、取締役会には出席し、また、社内の各種会議にも積極的に出席し、適切な助言、提言を頂いております。
従いまして、当社では監査役による客観的な経営監視機能が十分整っているものと判断し、現状の体制を採用いたしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大久保 等	弁護士									○
服部 道郎	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大久保 等	○	当社独立役員	弁護士として、当社のコーポレートガバナンス、内部統制等これらに伴う取締役の業務の遂行が妥当かどうか判断できると考え選任しております。

服部 道郎



当社独立役員

金融機関での業務の経験が豊富であることから、当社取締役の業務の遂行が妥当かどうか判断できると考え選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

月例の取締役会には出席し、また、社内の各種会議にも積極的に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、取締役の業務の執行状況を厳格に監査しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は月例定額報酬となっており、現在インセンティブ付与は実施しておりません。取締役の業績向上意欲をより高める観点からも、報酬体系については引き続き検討を重ねてまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の年間報酬総額 5名 79,245千円
監査役の年間報酬総額 3名 11,732千円 (うち、社外監査役 2名 3,087千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[更新](#)

社外監査役のサポートとして、監査室が特命事項等のサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、迅速かつ的確な経営判断ができるように、取締役5名で構成されており、月例取締役会において経営並びに業務執行に関する報告及び決定が行われ、また、必要に応じて臨時に開催され、重要事項は必ず取締役会による決議がされております。

当社の監査役会は3名で構成され、常勤が1名、非常勤が2名で2名とも社外監査役であります。監査役全員は、月例の取締役会には出席し、必要に応じて経営に対しての意見、助言を行っております。また、社内の各種会議にも積極的に出席し、取締役の業務執行を監視できる体制となっており、必要に応じて監査法人等の社外との意見交換も積極的に行い効率的かつ効果的な監査を実施しております。

また、当社は内部統制及び内部牽制の徹底と、国内外の関係会社を含めた業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で、代表取締役社長直轄の監査室を設置しております。その他内部監査機能としての品質、環境等の監査も他の専門スタッフと連携して監査をしております。また、監査役会、監査法人との意見交換等も行い、内部監査の独立性を高めております。

また、毎週、全取締役と、各部署長間及び海外現地社長による経営会議を開催し、各部署間、海外工場間の意見交換を綿密に行うとともに相互牽制を図り、厳重な内部管理体制のもと、経営判断の正確性を図っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、堀幸造及び桑原雅行であります。有限責任 あずさ監査法人に所属しております。なお、堀幸造及び桑原雅行の監査年数はそれぞれ7年及び6年であります。当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名、会計士補等5名、その他2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社といたしましては、前述しております諸施策を実施し、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりました。また、ガバナンス体制の向上は経営の重要な課題と認識しております。現状におきましては、上記施策による監査役設置会社として、現体制を基礎として継続的にガバナンス体制の向上を図ることが適当と考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	当社第51期定時株主総会を平成23年6月28日に開催いたしました。
その他	当社招集通知をホームページ(http://www.muto.co.jp/)において掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.muto.co.jp/)において、決算情報、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会の招集通知等IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの担当は、管理部が担当しており、管理部門長の竹林 隆をIR担当責任者と位置づけております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、環境方針を作成し、ホームページ(http://muto.co.jp/)に掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業間競争力を強化し、経営判断の迅速かつ正確性を図るとともに、経営の透明性を図り、及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、経営チェック機能の充実を重要課題としており、以下の体制のもと企業活動を行っております。

1. 取締役及び使用人の業務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制
当社は、コンプライアンスの強化を基本方針に掲げ、取締役及び使用人に法令、定款及び社内規程の遵守を徹底するとともに、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を推進する。

監査室は、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について内部監査を実施する。
特に環境面、安全面において関係法令に違反した業務執行のないように、環境専門部門及び安全衛生委員会にて、全社的な管理を実施する。
また、法令順守の観点から、これに反する行為、反倫理的行為等についての社内報告体制として、内部通報制度を構築し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定の係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等は適正に記録し、法令及び社内規程に従い保管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長を委員長とし、各部門長である役員、使用人から構成するリスクマネジメント委員会をおき、基本方針のもと各部門のリスクマネジメント業務を統括する。

リスク管理に係る規程を制定し、各部門においては、担当業務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析し評価したうえで適切な対策を実施するとともに、定期的にリスクマネジメント状況の見直しを行う。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針を整理し、リスクが顕在化した場合には、損失を最小限にとどめるための必要な対応を行う。

監査室は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

当社は、毎月1回、定例の取締役会を開催し、取締役会規程に定めた重要事項の決定と業務執行に関する報告を行い、また、必要に応じて適宜取締役会を開催する。

当社の監査役は、月例の取締役会に出席し、経営に対する意見、助言を行い、取締役の職務遂行を監視できる体制を確保する。さらに内部監査体制の確保を図り、当社及びグループ会社を対象とした内部監査を実施する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループ会社に対して、協議事項、報告事項を定めた子会社管理規程に従い、グループ会社の重要な事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社グループ会社のコンプライアンス体制を構築する。

監査室により、当社グループの業務全般の内部統制の有効性と妥当性を確保するため、内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役の補助すべき使用者を求めて応じて、監査役の業務補助のため配置する。

人事に関しては、担当取締役と監査役で意見交換を行った上で承ることとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用者は、その期間中、指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

取締役及び使用人は、当会社の信用、業務、財務に著しい影響、損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、法令に従い社長への報告とともに監査役に報告する。

常勤監査役は、取締役会のほか社内の会議、委員会に積極的に出席し重要な報告を受ける体制をとるほか、重要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることがある。

また、内部通報制度による通報情報についても、担当取締役より社長への報告と同時に監査役へ報告するものとする。

監査役と社長は、定期的会合をもち、意見交換を行う。

また、監査役は監査室と密接な連携を保ち、監査室に調査を求めるこにより、監査役監査の実効性の確保を図る。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

経理課及び監査室は、財務報告の信頼性を確保し、金融庁より平成18年6月に交付された金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力に対する体制

1. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、一切の関係を持たない。

2. 反社会的勢力に対しては、管理部を対応統括部門として、必要に応じて所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

